

平成30年第8回南島原市教育委員会定例会

日時 平成30年8月28日(火) 午後4時00分
場所 南有馬庁舎 2階会議室

議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長職務代理者の指名

第5 教育長報告

第6 議案審議

議案第34号 南島原市アートビレッジ・シラキノ条例施行規則の制定について

議案第35号 南島原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示について

議案第36号 南島原市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する告示について

議案第37号 南島原市奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則について

報告第2号 南島原市奨学資金償還補助金交付要綱の一部を改正する告示について

第7 その他

(1) 準要保護児童生徒就学援助の申請について

(2) 次回教育委員会定例会の開催について

(3) その他

第8 閉会

南島原市教育委員会定例会教育長報告

○平成30年7月の諸会議並びに諸行事

30日(月) 10:00 定例教育委員会(南有馬庁舎)

31日(火) 9:00 平成30年度第1回世界遺産影響評価委員会(有馬キリシタン遺産記念館)
10:00 議会文教・厚生委員会(有家庁舎)

○平成30年8月の諸会議並びに諸行事

1日(水) 10:00 第1回自己点検評価検討会議(南有馬庁舎)

14:15 アートビレッジ・シラキノ池田俊彦氏就任挨拶及び歓迎会(西有家庁舎ほか)

16:30 中学校総合体育大会全国・九州大会出場激励会(西有家庁舎)

6日(月) 16:00 第35回全国少年少女レスリング選手権大会成績報告会(西有家庁舎)

7日(火) 9:15 平成30年度第4回教頭会研修会(コレジオホール)

8日(水) 10:00 議会閉会(有家庁舎)

10日(金) 9:00 A L T辞令交付式(南有馬庁舎)

13:30 教育長・教育委員辞令交付式(西有家庁舎)

14:00 部局長会議(西有家庁舎)

16:30 県議との勉強会及び意見交換会(真砂)

11日(土) 18:30 梅谷スポーツクラブ社会体育功労者祝賀会及び全国大会出場壮行会(城)

17日(金) 18:00 坂上教育委員送別会(城)

21日(火) 7:10 心のふるさと交流事業出発式(コレジオホール)

14:00 南島原市教職員研修「さきがけ」教育講演会及び講師との意見交換会(コレジオホールほか)

22日(水) 終日 対馬市中高連携学校視察(～24日)(対馬市)

24日(金) 9:00 部局長会議及び市表彰審査会(西有家庁舎)

26日(日) 13:00 南島原まちづくり市民フォーラム(コレジヨホール)

27日(月) 16:00 南島原市教育支援懇談会(真砂)

議案第 34 号

南島原市アートビレッジ・シラキノ条例施行規則の制定について

提案理由

新たに制定した南島原市アートビレッジ・シラキノ条例の施行に関し必要な事項を定めるため、規則を制定するもの。

平成 30 年 8 月 28 日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市アートビレッジ・シラキノ条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南島原市アートビレッジ・シラキノ条例（平成30年南島原市条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(館長等)

第2条 館長は、所属職員を指揮監督し、館務を掌理する。

2 職員は、館長の命を受け事務をつかさどる。

(休館日及び開館時間)

第3条 南島原市アートビレッジ・シラキノ（以下「アートビレッジ」という。）の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。

(1) 休館日

ア 毎週月曜日

イ 12月29日から翌年1月3日まで

(2) 開館時間 午前9時から午後6時まで

2 前項の規定にかかわらず、南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、休館日及び開館時間を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(ギャラリー等の利用の手続)

第4条 アートビレッジを利用しようとする者（ギャラリー及び多目的交流室を利用する者に限る。以下この条において「利用申込者」という。）は、次条の規定による利用の申請を行う前にあらかじめ南島原市アートビレッジ・シラキノギャラリー等利用申込書（様式第1号）を教育委員会に提出し、その承認を得なければならない。

2 ギャラリー及び多目的交流室の利用については、1年間の利用期間を上半期（4月1日から9月30日まで）及び下半期（10月1日から3月31日）に分けて募集を行うものとする。

3 前項の募集の受付は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める期間に行うものとする。

(1) 上半期の利用 前年度の9月1日から9月25日まで

(2) 下半期の利用 前年度の3月1日から3月31日まで

4 教育委員会は、第1項の規定による利用申込を承認したときは、南島原市アートビレッジ・シラキノギャラリー等利用許可内定通知書（様式第2号）により、利用申込者に通知するものとする。

（利用の申請）

第5条 アートビレッジを利用しようとする者は、南島原市アートビレッジ・シラキノ利用許可申請書（様式第3号）を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

2 ギャラリー及び多目的交流室を利用する者は、前項の申請書に前条第4項の内定通知書を添付しなければならない。

3 アートビレッジの利用の申込みは、利用しようとする日の前月の1日から利用前日までの期間内にしなければならない。

（利用の期間）

第6条 ギャラリー及び多目的交流室の利用期間は、7日を超えることはできない。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

（利用の許可）

第7条 教育委員会は、アートビレッジの利用を許可したときは、南島原市アートビレッジ・シラキノ利用許可書（様式第4号）を利用者に交付する。

2 前項の許可書は、アートビレッジを利用する際、教育委員会に提出しなければならない。

（使用料の免除等）

第8条 条例第10条の規定により、使用料を免除又は減額することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 使用料を免除する場合

ア 市又は教育委員会と共催の行事で利用するとき。

イ 国又は地方公共団体が利用するとき。

ウ 国公立の学校又は学校法人が設立した私立の学校が利用するとき。

エ 市内の幼稚園、保育園又は認定こども園が利用するとき。

オ その他教育委員会が特に必要と認めるとき。

(2) 使用料を半額にする場合

- ア 市内公共団体が利用するとき。
- イ 社会福祉団体が利用するとき。
- ウ 社会教育関係団体が利用するとき。

2 前項第1号の場合は、ギャラリーの冷暖房使用料は、免除の対象とする。

3 第1項第2号の場合は、ギャラリーの冷暖房使用料は、免除の対象としない。

4 宿泊室の使用料は、免除の対象としない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用料の還付)

第9条 条例第11条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、南島原市アートビレッジ・シラキノ使用料還付申請書(様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。

(入館の制限)

第10条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、アートビレッジへの入館を拒否し、又はアートビレッジからの退去を命令することができる。

- (1) 他人に迷惑をかける行為又は他人に嫌悪の情を催させる行為をする者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となるおそれのある物及び動物の類を携行する者
- (3) その他アートビレッジの管理上支障があると認める者

(禁止行為)

第11条 アートビレッジ(敷地を含む。)内においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

- (1) 寄附の募集
- (2) 広告物等の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置

(利用者等の守るべき事項)

第12条 利用者及び入館者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事

項を守らなければならない。

- (1) 利用団体の責任者は、利用者の指導、監督等一切の責任を持つこと。
- (2) 利用の許可を受けていない施設及び設備等を利用しないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食、喫煙又は火気を使用しないこと。
- (4) ごみ（缶、ビン等）は持ち帰ること。
- (5) 許可を受けないで、壁、柱等に張り紙、釘打ち等をしないこと。
- (6) 利用が終わったときは、後片付け、清掃、火気の点検を終え、館長又は関係職員（以下「館長等」という。）に申し出て点検を受けること。
- (7) 利用申込みの取消しをするときは、速やかに教育委員会へ届け出ること。
- (8) その他館長等の指示に従うこと。

（保安の責任）

第13条 利用者は、アートビレッジを利用するに当たっては、入場者の整理、警備等の保安及び施設等の保全について責任を負うものとする。

（損壊等の届出）

第14条 建物又は設備等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに館長等に届け出て、その指示に従わなければならない。

（職員の入室）

第15条 館長等は、アートビレッジの管理上必要があると認めるときは、現に利用している施設に立ち入り、必要な指示をすることができる。

（免責）

第16条 利用者又は入館者の不注意その他教育委員会の責めに帰することができない事故に対しては、市は、その責めを負わない。

（委任）

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年9月1日から施行する。

(募集の受付の特例)

- 2 この規則の施行の日の属する年度におけるギャラリー及び多目的交流室の利用に係る募集の受付期間は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成30年9月1日から平成31年3月31日までとする。

様式第1号（第4条関係）

南島原市アートビレッジ・シラキノギャラリー等利用申込書

年 月 日

南島原市教育委員会 様

■使用者(主催者)名 _____

_____ 〒 _____ ■住所

_____ 〒 _____ ■住所

■電話 _____ ■FAX _____ ■E-mail _____

注)必ず連絡の取れる番号をご記入ください。

ギャラリー等を利用したいので、次のとおり申し込みます。

展 覧 会 名			
展 示 の 趣 旨			
展覧会の概要			
展 示 内 容			
利 用 希 望 日	*必ず第3希望まで記入してください。		
	第1希望	年 月 日 ~	年 月 日
	第2希望	年 月 日 ~	年 月 日
	第3希望	年 月 日 ~	年 月 日
利 用 展 示 室	○で囲んでください 【 ギャラリー1 ・ ギャラリー2 ・ 多目的交流室 】		
動 員 数 見 込			人
共催、協賛、後援 等の予定			
			協力ほか：
他会場開催予定			
備 考			

様式第2号（第4条関係）

南島原市アートビレッジ・シラキノギャラリー等利用許可内定通知書

年 月 日

申請者 様

南島原市教育委員会 印

下記のとおり、南島原市アートビレッジ・シラキノギャラリー等の利用許可を内定したので通知します。

記

展 覧 会 名		
利用展示室		
利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
利用日数	日間	
搬出入許可日 (予定)	搬入日	
	搬出日	
備 考		

- 1 この通知に基づいて、許可申請書を提出してください。
- 2 その他詳細については、別添の利用条件を遵守するとともに、館長等の指示に従ってください。

様式第3号（第5条関係）

南島原市アートビレッジ・シラキノ利用許可申請書

年 月 日

南島原市教育委員会 様

申請者 住所
 団体名
 代表者氏名 ㊟
 電話番号

南島原市アートビレッジ・シラキノの利用を下記により申請します。なお、利用にあたっては関係条例・規則等を遵守します。

記

利用目的							利用者数	人
利用施設及び利用日時	施設番号	年 月					回数	
							半日 1日	
施設番号	①ギャラリー1 ②ギャラリー2 ③多目的交流室 ④工房1 ⑤工房2 ⑥アトリエ ⑦その他（ ）							
使用料	(計 半日 回 + 1日 回 × 人 × 円) = 円 減額の有無 (有 (減額 割) ・ 無) 円 (A)							

[宿泊室] 太線 — の枠内は記入しないでください。

利用目的									
利用期間	年 月 日から				月 日まで				泊 日
利用人数	区分	小学生	中学生	高校生	大学生	大人	その他	計	
	男性								
	女性								
添付書類	<input type="checkbox"/> 利用者名簿 <input type="checkbox"/> その他（ ）								
宿泊料	大人1,000円 × 人 × 泊 =				合計		(B)		円
	小人500円 × 人 × 泊 =								

使用料	有料 [(A) + (B) 円] / 納付日: 年 月 日		
	免除 [第6条第 号 該当] / 第6条第2号カの場合 []		
備考	受付者		

様式第4号（第7条関係）

南島原市アートビレッジ・シラキノ利用許可書

申請者 様 年 月 日

南島原市教育委員会 印

年 月 日付申請の南島原市アートビレッジ・シラキノの利用を下記のとおり許可します。なお、利用条件を遵守するとともに、館長等の指示に従ってください。

記

利用目的						利用者数	人
利用施設及び利用日時	施設番号	年 月				回数	
						半日	1日
施設番号	①ギャラリー1 ②ギャラリー2 ③多目的交流室 ④工房1 ⑤工房2 ⑥アトリエ ⑦その他（						
使用料	（計 時間× 人× 円） = (A)					円	

〔宿泊室〕太線 — の枠内は記入しないでください。

利用目的								
利用期間	年 月 日から				月 日まで 泊 日			
利用人数	区分	小学生	中学生	高校生	大学生	大人	その他	計
	男性							
	女性							
添付書類	<input type="checkbox"/> 利用者名簿 <input type="checkbox"/> その他（ ）							
宿泊料	大人1,000円× 人× 泊 =				合計	(B) 円		
	小人500円× 人× 泊 =							

使用料	有料 [(A) + (B) 円] / 納付日: 年 月 日		
	免除 [第6条第 号 該当] / 第6条第2号カの場合 []		
備考	受付者		

様式第5号（第9条関係）

南島原市アートビレッジ・シラキノ使用料還付申請書

年 月 日

南島原市長 様

申請者 住 所
団 体 名
代表者氏名
電話番号

印

南島原市アートビレッジ・シラキノの使用料について、下記により還付くださるよう申請します。

記

1 利用予定年月日	年 月 日
2 納付年月日	年 月 日
3 利用を取り止めた施設	①ギャラリー1 ②ギャラリー2 ③多目的交流室 ④工房1 ⑤工房2 ⑥アトリエ ⑦宿泊室 ⑧その他 ()
4 利用を取り止めた理由	

〔振込先〕

金融機関名	支店名	種別	口座番号	口座名義
銀行 農協	支店	普 当		

※印欄は、記入しないでください。

※ 既納の使用料	円
※ 還付額	円

議案第35号

南島原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示について

提案理由

平成24年度幼稚園就園奨励費補助金等に係る国庫補助申請方式の変更により、所要の改正をおこなうもの。

平成30年8月28日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示

南島原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成18年南島原市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第3条関係）

年度幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書

単位：円

保育料等減免措置階層区分	A 補助対象金額	B 人員	C A×B	備考
生活保護法世帯・市町村 村民税非課税世帯	第1子			
	第2子			
	第3子以降			
	満3歳			
市町村村民税所得割 非課税世帯	第1子			
	第2子			
	第3子以降			
	満3歳			
市町村村民税所得割課税 額 77,100円以下 の世帯	第1子			
	第2子			
	第3子以降			
	満3歳			
市町村村民税所得割課税 額 211,200円以下 の世帯	第1子			
	第2子			
	第3子以降			
	満3歳			
計				

参考

年 月 日

園児総数 A	保育料等減免措置対象園児等 B				備考
	生活保護法 世帯・市町村 村民税非課 税世帯	市町村村民税 所得割非課 税世帯	市町村村民税 所得課税額 77,100円以 下の世帯	市町村村民税 所得課税額 211,200円 以下の世帯	
5歳児					
4歳児					
3歳児					
満3歳児					
計					

様式第4号を次のように改める。

様式第4号 (第6条関係)

年 月 日

南島原市長

様

幼稚園長

印

年度幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書

南島原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係資料を添えて下記のとおり実績報告書を提出します。

記

保育料等減免 措置階層区分	補助対象額 A円		補助対象人員 B人	A×B C	補助金 交付決定額 D	CとDの うち低い 方の額	不要額 E
	第1子	第2子					
生活保護法世帯・市町村民税非課税世帯	第1子						
	第2子						
	第3子以降						
	満3歳						
市町村民税所得割非課税世帯	第1子						
	第2子						
	第3子以降						
	満3歳						
市町村民税所得割課税額 77,100円以下の世帯	第1子						
	第2子						
	第3子以降						
	満3歳						
市町村民税所得割課税額 211,200円以下の世帯	第1子						
	第2子						
	第3子以降						
	満3歳						
計							

附 則

この告示は、平成30年9月1日から施行する。

南島原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する教育委員会告示新旧対照表

新					旧						
様式第2号（第3条関係） 年度幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書 単位：円					様式第2号（第3条関係） 年度幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書 単位：円						
保育料等減免措置階層区分	A 補助対象金額	B 人員	C A×B	備考	保育料等減免措置階層区分	A 補助対象金額	B 人員	C A×B	備考		
生活保護法世帯・市町村 村民税非課税世帯	第1子				生活保護法世帯・市町村 村民税非課税世帯	第1子					
	第2子					第2子					
	第3子以降					第3子以降					
	満3歳					満3歳					
市町村民税所得割 非課税世帯	第1子				市町村民税所得割 非課税世帯	第1子					
	第2子					第2子					
	第3子以降					第3子以降					
	満3歳					満3歳					
市町村民税所得割課税 額 77,100円以下 の世帯	第1子				市町村民税所得割課税 額 34,500円以下 の世帯	第1子					
	第2子					第2子					
	第3子以降					第3子以降					
	満3歳					満3歳					
市町村民税所得割課税 額 211,200円以下 の世帯	第1子				市町村民税所得割課税 額 183,000円以下 の世帯	第1子					
	第2子					第2子					
	第3子以降					第3子以降					
	満3歳					満3歳					
計					計						
参考					参考						
年 月 日					年 月 日						
園児総数 A	保育料等減免措置対象園児等 B				備考	園児総数 A	保育料等減免措置対象園児等 B				備考
	生活保護法世帯・市町村 村民税非課税世帯	市町村民税 所得割非課 税世帯	市町村民税 所得課税額 77,100円以 下の世帯	市町村民税 所得課税額 211,200円 以下の世帯			生活保護法世帯・市町村 村民税非課 税世帯	市町村民税 所得割非課 税世帯	市町村民税 所得課税額 34,500円以 下の世帯	市町村民税 所得課税額 183,000円 以下の世帯	
5歳児					5歳児						
4歳児					4歳児						
3歳児					3歳児						
満3歳児					満3歳児						
計					計						

新

旧

様式第4号 (第6条関係)

様式第4号 (第6条関係)

年 月 日

年 月 日

南島原市長 様

南島原市長 様

幼稚園長 ㊦

幼稚園長 ㊦

年度幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書

年度幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書

南島原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係資料を添えて下記のとおり実績報告書を提出します。

南島原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係資料を添えて下記のとおり実績報告書を提出します。

記

記

保育料等減免 措置階層区分	補助対象 金額 A円	補助対象 人員 B人	A×B C	補助金 交付 決定額 D	CとDの うち低い 方の額	不要額 E
生活保護法世帯・市町村民税非課税世帯	第1子					
	第2子					
	第3子以降					
	満3歳					
市町村民税所得割非課税世帯	第1子					
	第2子					
	第3子以降					
	満3歳					
市町村民税所得割課税額 77,100円以下の世帯	第1子					
	第2子					
	第3子以降					
	満3歳					
市町村民税所得割課税額 211,200円以下の世帯	第1子					
	第2子					
	第3子以降					
	満3歳					
計						

保育料等減免 措置階層区分	補助対象 金額 A円	補助対象 人員 B人	A×B C	補助金 交付 決定額 D	CとDの うち低い 方の額	不要額 E
生活保護法世帯・市町村民税非課税世帯	第1子					
	第2子					
	第3子以降					
	満3歳					
市町村民税所得割非課税世帯	第1子					
	第2子					
	第3子以降					
	満3歳					
市町村民税所得割課税額 34,500円以下の世帯	第1子					
	第2子					
	第3子以降					
	満3歳					
市町村民税所得割課税額 183,000円以下の世帯	第1子					
	第2子					
	第3子以降					
	満3歳					
計						

○南島原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

平成18年3月31日教育委員会告示第4号

改正

平成18年6月23日教委告示第8号

平成19年5月22日教育委員会告示第2号

南島原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、私立幼稚園の設置者が保育料等減免をする場合に、南島原市が行う私立幼稚園就園奨励費補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助の対象及び補助額は、幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成10年6月17日文部大臣裁定）が定める補助の対象及び補助額とする。

(補助の申請)

第3条 補助を受けようとする私立幼稚園の設置者は、幼稚園就園奨励費補助金（変更）交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する日までに提出しなければならない。

(1) 幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書（様式第2号）

(2) 保育料等減免措置に関する調書（様式第3号）

(3) 徴収している保育料等の額を明らかにする書類（園則など）

2 前項第2号の調書には、市民税の課税（非課税）証明書又は市民税の納税通知書（写し）を添付するものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯にあっては、福祉事務所長の証明書によって代えることができるものとする。

(補助金交付の通知)

第4条 教育委員会は、補助金交付申請書の提出を受けたときは、補助金の交付をするか否かを決定し私立幼稚園の設置者に通知するものとする。

(減免措置の報告)

第5条 交付の決定を受けた私立幼稚園の設置者は、減免措置の方法を12月31日までに教育委員会に報告するものとする。

(実績報告書の提出)

第6条 私立幼稚園の設置者は、減免措置を完了した後15日以内又は3月20日までのいずれか早い日までに幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書（様式第4号）を教育委員会に提出するものとする。

(証拠書類)

第7条 補助金の交付を受ける私立幼稚園の設置者は、入園料及び保育料の減免をしたことを明らかにした保育料等減免確認書（様式第5号）を備えておかななければならない。

(証拠書類の提出)

第8条 教育委員会は、補助金の交付の事務処理上必要と認められるときは、前条の書類の提出を求めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の平成15年度深江町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成15年深江町要綱第1号）又は有家町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則（昭和49年有家町規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年6月23日教委告示第8号）

この告示は、平成18年6月23日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年5月22日教委告示第2号）

この告示は、平成19年5月22日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

南島原市長 様

幼稚園長 印

年度幼稚園就園奨励費補助金（変更）交付申請書

年度幼稚園就園奨励費補助金を（ 年 月 日付け第 号による交付申請額を変更して）下記のとおり交付されるよう、南島原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第3条の規定に基づき、関係資料を添えて申請します。

記

補助金交付申請額		円
変	既申請額	円
更	増（△減）額	円

様式第2号 (第3条関係)

年度幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書

単位：円

保育料等減免措置階層区分	A 補助対象金額	B 人員	C A×B	備考
生活保護法世帯・市町村 住民税非課税世帯	第1子			
	第2子			
	第3子以降			
	満3歳			
市町村民税所得割 非課税世帯	第1子			
	第2子			
	第3子以降			
	満3歳			
市町村民税所得割課税 額 77,100円以下 の世帯	第1子			
	第2子			
	第3子以降			
	満3歳			
市町村民税所得割課税 額 211,200円以下 の世帯	第1子			
	第2子			
	第3子以降			
	満3歳			
計				

参考

年 月 日

園児総数 A	保育料等減免措置対象園児等 B				備考
	生活保護法 世帯・市町村 住民税非課 税世帯	市町村民税 所得割非課 税世帯	市町村民税 所得課税額 77,100円以 下の世帯	市町村民税 所得課税額 211,200円 以下の世帯	
5歳児					
4歳児					
3歳児					
満3歳児					
計					

様式第3号 (第3条関係)

保育料等減免措置に関する調書

年 月 日作成

在園幼児の氏名 男・女 年 月 日生満 歳 月		在園幼稚園名			
幼児の属する世帯の状況 (月 日現在)					
氏 名	生年月日 (満年齢) (歳)	性別	続柄	市町村民税課税額	
				均等割額 円	所得割額 円
在園児の保護者の 現住所、氏名	現住所		氏 名		㊟

上記の者は、当幼稚園児であることを証明します。

幼稚園長
又は設置者

㊟

南島原市長 様

※幼児の属する世帯の状況欄には、幼児と生計を共にする者について記入のこと。

様式第4号 (第6条関係)

年 月 日

南島原市長

様

幼稚園長

印

年度幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書

南島原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係資料を添えて下記のとおり実績報告書を提出します。

記

保育料等減免 措置階層区分	補助対象 額 A円	補助対 象人員 B人	A × B C	補助金 交付 決定額 D	CとDの うち低い 方の額	不要額 E
生活保護法世帯・市町村民税非課税世帯	第1子					
	第2子					
	第3子以降					
	満3歳					
市町村民税所得割非課税世帯	第1子					
	第2子					
	第3子以降					
	満3歳					
市町村民税所得割課税額77,100円以下の世帯	第1子					
	第2子					
	第3子以降					
	満3歳					
市町村民税所得割課税額211,200円以下の世帯	第1子					
	第2子					
	第3子以降					
	満3歳					
計						

様式第5号（第7条関係）

保育料等減免確認書

保護者住所

氏名

㊦

幼児（ ）に係る入園料、保育料について（ ）円の減免を受けたことを確認します。

年 月 日

幼稚園長 様

議案第36号

南島原市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する告示について

提案理由

「南島原市英語検定料補助金」を、英語力の向上を図り、より受検しやすい環境を整えるため、所要の改正をするもの。

平成30年8月28日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する告示

南島原市英語検定料補助金交付要綱（平成30年南島原市告示第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「小学5年生以上の」を削る。

第4条第2項中「別表に定める補助額とする」を「検定料の全額とする」に改め、同項ただし書を削る。

別表を削る。

附 則

この告示は、平成30年9月1日から施行し、平成30年度の予算に係る南島原市英語検定料補助金から適用する。

南島原市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

新	旧																		
<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請者 英検を受験した南島原市立小中学校に在籍する児童生徒の保護者であつて、この告示による補助金の交付を受けようとするものをいう。</p> <p>(補助金の対象となる経費、補助金の額等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 補助金の額は、英検を受験した児童生徒1人につき<u>検定料の全額とする。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請者 英検を受験した南島原市立小中学校に在籍する<u>小学5年生以上の児童生徒</u>の保護者であつて、この告示による補助金の交付を受けようとするものをいう。</p> <p>(補助金の対象となる経費、補助金の額等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 補助金の額は、英検を受験した児童生徒1人につき別表に定める補助額とする。<u>ただし、南島原市要保護及び準要保護児童生徒等就学援助費支給要綱（平成18年南島原市教育委員会告示第3号）に規定する要保護者又は準要保護者については、検定料の全額とする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p><u>別表（第4条関係）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">受験級</th> <th style="text-align: center;">検定料</th> <th style="text-align: center;">補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2級</td> <td style="text-align: center;">5,800円 (5,400円)</td> <td style="text-align: center;">2,700円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">準2級</td> <td style="text-align: center;">5,200円 (4,800円)</td> <td style="text-align: center;">2,400円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3級</td> <td style="text-align: center;">3,800円 (3,400円)</td> <td style="text-align: center;">1,700円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4級</td> <td style="text-align: center;">2,600円 (2,100円)</td> <td style="text-align: center;">1,050円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5級</td> <td style="text-align: center;">2,500円 (2,000円)</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	受験級	検定料	補助額	2級	5,800円 (5,400円)	2,700円	準2級	5,200円 (4,800円)	2,400円	3級	3,800円 (3,400円)	1,700円	4級	2,600円 (2,100円)	1,050円	5級	2,500円 (2,000円)	1,000円
受験級	検定料	補助額																	
2級	5,800円 (5,400円)	2,700円																	
準2級	5,200円 (4,800円)	2,400円																	
3級	3,800円 (3,400円)	1,700円																	
4級	2,600円 (2,100円)	1,050円																	
5級	2,500円 (2,000円)	1,000円																	

新	旧
	注 () 内は、準会場校での検定料

南島原市英語検定料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定（以下「英検」という。）の受験機会の拡大を目指し、もって児童生徒の英語力及び学習意欲の向上を図ることを目的に、英検を受験する児童生徒の保護者に対し、予算の定めるところにより、南島原市英語検定料補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、南島原市補助金等交付規則（平成18年南島原市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 親権者、未成年後見人その他当該児童生徒を養育している者をいう。
- (2) 申請者 英検を受験した南島原市立小中学校に在籍する児童生徒の保護者であって、この告示による補助金の交付を受けようとするものをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、前条第2号に定める申請者とする。

(補助金の対象となる経費、補助金の額等)

第4条 補助金の対象となる経費は、英検の受験に係る検定料（以下「検定料」という。）とする。

- 2 補助金の額は、英検を受験した児童生徒1人につき検定料の全額とする。
- 3 補助金の交付は、児童生徒1人につき同一年度において1回とする。

(交付の申請)

第5条 申請者は、南島原市英語検定料補助金交付申請書（様式第1号）に受験を証明するもの（検定料の支払を証する書類又は受験票の写し）を添えて、児童生徒が在籍する南島原市立小中学校の校長を経由し、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、申請者の委任がある場合は、児童生徒が在籍する南島原市立小中学校の校長が代理して当該校分を一括して申請することができる。この場合にあっては、前項に規定する申請書に南島原市英語検定料補助金交付申請について（様式第2号）及び団体申込書の写しを添付しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、交付の可否を決定し、南島原市英語検定料補助金交付・却下決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(手続の特例)

第7条 規則第21条の規定により、規則第13条の規定による実績報告及び規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、省略するものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年1月23日から施行し、平成29年度予算に係る補助金から適用する。

年 月 日

南島原市長 様

申請者 (保護者)

住 所

氏 名

㊞

南島原市英語検定料補助金交付申請書

南島原市英語検定料補助金交付要綱第5条第1項の規定により、南島原市英語検定料補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

- 1 児童生徒氏名
- 2 学校名 南島原市立 学校
- 3 学年等 年 組
- 4 補助事業の目的
公益財団法人日本英語検定協会が実施する英検に伴う検定料補助
- 5 受験級及び検定料 級 円
- 6 振込先

金融機関名	銀行・農協・信用金庫	本店・支店
口座番号	普通・当座	No.
ゆうちょ銀行記号・番号		
フリガナ		
口座名義		

※ 振込先を確認できる「通帳又はキャッシュカード」の写しを必ず添付

委 任 状

私は、南島原市英語検定料補助金について、南島原市英語検定料補助金交付要綱に基づく交付申請に係る一切の権限を

.....学校 校長.....に委任します。

年 月 日

住 所

氏 名

㊞

年 月 日

南島原市長 様

学校名
校長

㊟

南島原市英語検定料補助金交付申請について

このことについて、次の表に掲げる者の検定料を南島原市英語検定料補助金交付要綱第5条第2項の規定に基づき、申請いたします。

	保護者氏名 (児童生徒氏名)	住 所	学年等	受験級	検定料	備 考
1	()		年 組	級	円	
2	()		年 組	級	円	
3	()		年 組	級	円	
4	()		年 組	級	円	
5	()		年 組	級	円	
6	()		年 組	級	円	
7	()		年 組	級	円	
8	()		年 組	級	円	
9	()		年 組	級	円	
10	()		年 組	級	円	
合 計			人		円	

第 号
年 月 日

様

南島原市長



南島原市英語検定料補助金交付・却下決定通知書

年 月 日付けで申請のあった南島原市英語検定料補助金の交付について、下記のとおり決定したので南島原市英語検定料補助金交付要綱第6条の規定により、通知します。

記

1 承認 ・ 却下
(却下の理由)

2 交付決定額 円